

登園届

保育園は乳幼児が集団で長時間を共にする場です。感染症発症時にはご家庭でゆっくりお過ごし下さい。
主治医からの登園の許可がでましたら、下の「登園届」に保護者の方が記入し、保育園へ提出して下さい。

年 月 日

施設名:	東村山むさしの STAFF 保育園
クラス名:	
園児氏名:	

医療機関 _____ において

下記疾患の診断を受けました。登園基準を満たし、許可となりましたので登園いたします。

受診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

○印欄	病名	登園基準
A・B	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
	百日咳	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	風疹	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
	咽頭結膜炎（プール熱）（アデノウイルス）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
	結核	医師により感染のおそれがないと認められていること
	腸管出血性大腸菌感染症	
	急性出血性結膜炎	
	侵襲性髄膜炎菌感染症	